

令和8年3月17日

お知らせ

課名	経営支援課 金融支援班
担当	高橋・田口
内線	5217・5219
直通	086-226-7361

モニタリング強化型特別資金を創設します。

中小企業者への定期的なモニタリングを通じて、経営状況の変化の予兆を早期に捉え、経営支援等による経営力の向上や経営改善に早期につなげるため、国において新たに設けられた保証制度を活用したモニタリング強化型特別資金を創設し、令和8年4月1日から取扱いを開始しますので、お知らせします。

資金名	モニタリング強化型特別資金
融資の対象者	モニタリング強化型特別保証の対象となる者（認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。）との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行う者）
資金使途	事業経営に必要な運転資金及び設備資金 既存の信用保証付き融資の借換資金
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内（うち据置期間 1年以内（運転資金）、3年以内（設備資金及び運転設備資金））
融資利率	年2.20%以内
保証料率	年0.23～0.95%
担保及び保証人	取扱金融機関又は信用保証協会の定めるところによる
申込手続き	取扱金融機関又は信用保証協会へ申し込む
取扱期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで